

香港会社名称変更の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される香港会社とは、香港の「会社条例」(Companies Ordinance)に基づき、設立される私的(非公開)株式会社を指します。

当事務所が香港会社名称変更を代行する費用は 420 米ドルです。上記の費用には既に、会社名称変更に必要な書類の作成、関連書類を香港会社登記所への提出、商業登記証書にの会社名称の変更、政府の規定費用及び 2 枚の印鑑の作成が含まれています。

香港会社名称変更を行うに、お客様は使用予定の新会社名称、直近の年次申告書(Annual Return)、定款、及び商業登記証書のコピーを提供する必要があります。

一般的に、香港会社名称を変更する手続きは当事務所が署名済の変更関連書類を受け取った日から、5 営業日以内に完了できます。

新会社名は、会社登記所が発行する会社名称変更証明書に記載された日に発効します。

会社は会社名称変更証明書を取得した後、至急銀行に記録更新を通知する必要があります。銀行が記録の更新に 2 週間以上かかる場合があるとご了承ください。銀行が正式に記録を更新する前に、お金を受領する必要がある場合は、お客様に元の会社名称で送金するように指示する必要があります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. サービスと費用

当事務所が香港会社名称変更を代行する費用は 420 米ドルです。上記費用には、当事務所のサービス費用、政府の規定費用及び 1 セットの印鑑(丸印及び署名印各一個)が含まれています。

具体的なサービスは以下の通りです。

- (1) 類似商号調査、使用予定の新会社名称が使用できるかを確認する
- (2) 登録可能を確認した後、会社名称変更に関する株主会特別決議を作成する
- (3) 会社登記所が指定する会社名称変更のフォームを作成する
- (4) 会社登記所に上述の会社名称変更関連書類を提出し、政府の規定費用を支払う
- (5) 会社名称変更証明書を取得する
- (6) 商業登記証書に記載されている会社名称を変更する
- (7) 2 枚の会社印(丸印及び署名印各一個)の作成を手配し、関連費用を支払う

備考:

- (1) 会社名称変更は、現会社名称の変更、又は中国語・英語の名称の追加が含まれています。
- (2) 上記費用には、書類郵送料を含んでいません。書類郵送料は別途請求します。
- (3) 香港「会社条例」では、会社名称を変更した後、会社の定款を再版することを義務付けていないため、本見積書に記載されている費用には定款を再版する費用を含んでいません。必要があれば、当事務所は定款の再版を支援できますが、費用は別途相談となります。

2. 支払条件

お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにお客様に送信します。お客様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

3. 必要な書類

お客様は以下の情報及び書類を提供する必要があります。

- (1) 使用予定の新会社名称
- (2) 定款
- (3) 直近の年次申告書のコピー
- (4) 商業登記証書のコピー

当事務所がお客様の香港会社の会社秘書である場合、お客様は使用予定の新会社名称のみを提供する必要があります。

4. 手続きと時間

多くの場合、香港会社登記所が会社名称変更を登記するには約 4～6 営業日かかります。各手続の所要時間は下表をご参照ください。

手順	手続き	時間 (営業日)
1	お客様は会社名称変更を当事務所に委託し、当事務所は請求書をお客様に発行する	1
2	お客様は会社名称変更に必要な書類(第3節)を当事務所に提供する同時に、当事務所のサービス費用を支払う	お客様による
3	当事務所は株主会議事録又は書面決議等会社名称変更関連書類を作成し、電子メールにてお客様に送付する	1
4	お客様は名称変更書類を署名する。署名後、お客様は書類を当事務所に電子メールにて送付する(当事務所がお客様の香港会社の会社秘書ではない場合、お客様は署名済の書類を当事務所に郵送する必要がある)	お客様による
5	当事務所は会社名称変更関連書類を香港会社登記所に提出する	1
6	香港会社登記所は書類を審査し、会社名称変更証明書を発行する	2～5
7	当事務所は会社印の作成を手配する	1
8	当事務所は商業登記証書の更新を手配する	2
9	当事務所は全部の書類をお客様の指定された住所に郵送する 全部の手続きが完了する	1
合計		4 日間から

備考:

- (1) 香港会社登記所は至急サービスを提供しません。会社名称の変更は名称変更に関する決議を可決した日ではなく、会社登記所が会社名称変更証明書の発行日から有効となります。
- (2) 会社名称変更証明書を取得した後、銀行の記録更新のために、お客様は至急に会社が法人口座を持っている銀行に証明書のコピーを送付する必要があります。

5. 会社名称の変更後にお客様に渡す法的書類

香港会社名称変更の手続きが完了後、下記の法的書類をお客様に渡します。

- (1) 会社名称変更証明書(Certificate of Change of Company Name)
- (2) 会社名称変更後の商業登記証書の原本
- (3) 会社名称変更に関する株主及び取締役会の議事録又は書面決議
- (4) 2枚の会社印(丸印及び署名印各一個)

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com